

日時：令和4年11月15日（火）

【質疑概要】

Q：事業拡大のためには、利用者が気軽にチャージできる場所が必要と考えるが、小野上地区にはセブンイレブンはないため、チャージできる場所がない。

チャージできる場所を小野上地区にも設置してもらいたい。

A：チャージはセブン銀行ATMでできるほか、市役所本庁舎デジタル行政推進課でもできますが、各行政センターではできません。

キャンペーン期間中、あらかじめ30%のポイントを加算したカードの販売は、各行政センターでも行う予定なので、チャージできる場所としても検討させていただきます。

Q：導入キャンペーンの予算が1億2千万円とのことだが、その根拠は？

A：ダウンロードポイントは2万人分の予算としています。その根拠は、渋川の人口が約7万4千人で、キャッシュレス決済の利用率を乗じると約1万7千人がキャッシュレス決済を利用していると想定され、期待を込めて2万人としました。

Q：カードは、資料に記載の（縦型）ものか？

A：キャンペーン期間中、「13,000」、「6,500」、「1,300」と記載されたあらかじめ30%のポイントを加算したカードは、横型になります。

資料に記載の縦型のカードは、アプリ同様に繰り返しチャージできるもので、デジタル行政推進課で申請書と引換えに交付します。

なお、チャージは、アプリ同様セブン銀行ATM若しくはデジタル行政推進課でできます。

Q：決済額1%を負担するとのことだが、扱いは寄附金となるのか？

A：システム上は決済手数料と表示されますが、寄附金の扱いになります。

Q：タクシー事業とバス事業はそれぞれ分けて登録できるか？

また、QRコードとステッカーを車の台数分もらうことができるか？

A：加盟店は、店舗ごとに登録をしてもらうので、それぞれの店舗が違う扱いとして加盟店登録は可能と考えます。

QRコードは、加盟店CMSにより複数作成することができます。ステッカーは、1加盟店に1枚を原則としていますので、ご了承ください。

Q：バス料金には定期券など割引の制度があるが、その決済方法は？

A：割引後の料金で決済をしてください。

詳細は、個別に相談させていただければと考えます。

Q：カードを読み取るために端末が必要とのことだが、個人のスマホでも対応できるのか？

A：加盟店アプリがダウンロードできれば、個人のスマートフォンも利用できます。

Q：渋P a y は、市民以外も利用できるのか？

A：市民以外でも利用できます。加盟店は市内限定ですので、市内で消費されることとなります。

例えば、伊香保温泉にお越しのお客様がキャンペーンポイントを取得して、市内での買い物に利用していただくこともできます。

Q：これまで行ってきた紙のクーポンがデジタル化されると考えるが、来年度以降もキャンペーンを行うのか？

A：令和5年度については、今回実施するキャンペーンほどではありませんが、定期的に利用者増加を目的とするキャンペーンを考えています。

Q：広報等で周知をしようと思うが、高齢者はそもそも事業内容を分ける人が少ないと思う。市は、そうした人達への周知をどのように行う考えなのか？

A：事業を理解してもらうことは、市としても課題と考えています。

現在、市ではスマートフォン体験教室等を行っており、その中で渋P a y の使い方についても取り上げる予定です。

Q：キャンペーン期間中に購入したカードのポイントが残った場合、繰り返し利用できるカードへのポイント移行はできるのか？

A：デジタル行政推進課にお越しいただければ、繰り返し利用できるカードへのポイント移行はできます。

また、カードのポイントをアプリへ移行することは、利用者アプリでカードのQRコードを読み取ることで移行できます。

Q：事業開始が12月12日とのことだが、その前に来たお客様には待つように話すべきか？

A：12月12日の午前10時にアプリダウンロード、現金のチャージなど全てを開始します。

その前に利用した場合はキャンペーンの対象となりませんので、「待っていただくとお得になります。」とお話しいただければと考えます。

Q：アプリとカードを併用することは可能か？

A：キャンペーン期間中のアプリのチャージ上限額を10万円としているため、カードの購入も1人当たり10万分までとし、販売の際に身分証明書の提示を求め、その情報をデジタル行政センター及び各行政センターで共有します。

アプリには個人情報を入力していただきますので、そのデータと突合することとしています。

Q：既に様々なキャッシュレス決済が使える状況の中、これから渋P a y を始める以上、特徴がなくては市民に選んでもらえないと考える。

渋P a y の特徴は？

A：市では、地域通貨の導入について検討する中で、お話しいただいたことについても議論しました。

キャッシュレス決済の利用者は、利用している決済サービスを利用し続ける傾向がありますので、ポイント付与だけでは選んでもらえません。

こうしたことから、市民の皆様にご利用していただく動機付けが必要であることから、加盟店の皆様へ決済額の1%をご負担いただき、それを「将来世代への投資」として市民の皆様へ還元することで、「どうせ使うなら渋P a y で支払おう」と市民の皆様へ思っただけであればと考え、このようなスキームとしました。

日時：令和4年11月24日（木）

【質疑概要】

Q：加盟店アプリを入れた端末が故障した場合、他の端末に移すことはできないのか？

A：加盟店になるとそれぞれに加盟店IDとパスワードが配布されます。その加盟店IDとパスワードは、複数の端末に設定してもらうことができます。

Q：宅配便の代行など、渋谷により決済できないサービスなどをもっと明確に例示してもらいたい。

A：換金性の高い物の購入やサービス以外には、基本的に利用できると考えていますが、収納代行などでの使用について、確認をして周知します。

Q：決済時に確認コードを入力していたが、どのようなものか？

A：確認コードの入力は、利用者の厳格性を目的としていますが、渋谷市では確認コードの入力を求めない扱いとします。

Q：決済の取消しができる期間は？

A：1か月に2回の精算までの間であれば、取消しができます。精算後の取消しはできません。

Q：チャージしたマネーと市が付与したポイントを利用した場合、取消しを行うとどのようなになるのか？

A：取消しを行うと、マネーはマネーとして、ポイントはポイントとして戻ります。

Q：カードとアプリの併用は可能か？

A：アプリと繰り返しチャージできるカードの重複利用はできません。管理の方法としては、個人情報を求めることで管理します。

キャンペーンに伴い販売するカードは、販売時に身分証明書の提示を求めることで、確認をします。

Q：18歳以下の利用は可能か？

A：繰り返しチャージできるカードは、申込書の提出と引換えに交付します。15歳以下の方が申し込む場合は、法定代理人が申し込むことで使っていただけ

ます。

アプリについては、年齢制限はありません。

Q：決済手数料の1%の取扱いは、手数料か？

A：市としての取扱いは「寄附金」と考えていますが、法事税法上の取扱いとしては「手数料」といただければと考えます。

Q：市民以外も利用できるのか？

A：市民以外でも利用できます。加盟店は市内限定ですので、市内で消費されることとなります。

例えば、伊香保温泉にお越しのお客様がキャンペーンポイントを取得して、市内での買い物に利用していただくこともできます。

Q：キャンペーンが終了した後、来年度以降は何かするのか？

何かしてもらわなくては、せっかく端末を導入しても利用されなくなってしまふ。

A：令和5年度以降については、今回実施するキャンペーンほどではありませんが、定期的に利用者増加を目的とするキャンペーンを考えています。

Q：精算がされるまで現金が手元に入らない。年末年始は特に現金が必要になる。そのあたりは、市が何か配慮すべきと考える。

A：1か月に2回の精算を考えている以外、特に考えていません。

Q：加盟店の脱退は、すぐにできるのか？

A：精算の都合もありますので、脱退する1か月前までに届出をお願いします。

Q：既に様々なキャッシュレス決済が使える状況の中、これから渋P a yを始める以上、特徴がなくては市民に選んでもらえないと考える。

A：他のキャッシュレス決済は、ポイント付与により利用者をつなぎ止めており、市が同じ方法で勝負した場合、とても太刀打ちできず、いずれ利用されなくなっていまいます。

こうしたことから、「将来世代への投資」として市民の皆様へ還元することで、「どうせ使うなら渋P a yで支払おう」と思っただけで、利用の動機付けになればと考え、加盟店の皆様へ決済額の1%をご負担いただくものです。